

山梨県公報

号外第五十一号

平成二十五年

八月七日

水曜日

目次

監査委員

外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議……………

監査委員

山梨県監査委員告示第十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人星野正司の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成二十五年八月七日

山梨県監査委員
 芦 沢 幸 彦
 同 中 込 孝 元
 同 中 村 正 則
 同 河 西 敏 郎

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
加藤 暢一	東京都八王子市北野台二丁目四一番一〇号	平成二十五年八月一日～平成二十六年三月三十一日
天野 清彦	東京都江東区新大橋二丁目八番一五号アルシエ新大橋三〇一	平成二十五年八月一日～平成二十六年三月三十一日
野中 孝憲	山梨県甲府市下飯田二丁目四番一五号	平成二十五年八月一日～平成二十六年三月三十一日
平賀 孝	山梨県甲府市上今井町八〇三番地	平成二十五年八月一日～

樋川 初実	山梨県甲府市太田町七番地一六	平成二十五年八月一日～平成二十六年三月三十一日
浜田 陽介	埼玉県春日部市八丁目三〇〇番地六	平成二十五年八月一日～平成二十六年三月三十一日
萩野 眞司	東京都新宿区住吉町二番一五号	平成二十五年八月一日～平成二十六年三月三十一日
松田 栄之	神奈川県横浜市鶴見区岸谷三丁目二四番一六号サンヴェール鶴見・岸谷公園二〇八	平成二十五年八月一日～平成二十六年三月三十一日
畠山 正一	神奈川県横浜市神奈川区栗田谷五番一二号	平成二十五年八月一日～平成二十六年三月三十一日
中村 裕司	東京都目黒区八雲二丁目三番二〇号	平成二十五年八月一日～平成二十六年三月三十一日
平島 寛	神奈川県藤沢市鶴沼松が岡四丁目九番二七号	平成二十五年八月一日～平成二十六年三月三十一日
中村 裕子	神奈川県横浜市鶴見区北寺尾七丁目二三番二四号	平成二十五年八月一日～平成二十六年三月三十一日
武田 大輔	東京都台東区谷中一丁目一番二七号五〇一	平成二十五年八月一日～平成二十六年三月三十一日
木住野 由美子	山梨県甲府市羽黒町六三七番地一シャーマゾンフォレストA二〇一	平成二十五年八月一日～平成二十六年三月三十一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番